

池田・府市合同庁舎屋外広告看板設置事業者募集要項

民間事業者等との協働により池田市（以下「市」という。）と大阪府（以下「府」という。）は、人口約１０万人に加え、年間約１２０万人もの来街者を有する池田市の表玄関である池田・府市合同庁舎前において、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

１ 施設の概要

(1) 名称

池田・府市合同庁舎

(2) 住所

大阪府池田市城南１丁目１番１号

(3) 人口

１０２，７７７人（令和７年９月３０日現在）

２ 募集内容

(1) 業務名称

池田・府市合同庁舎屋外広告看板設置業務

(2) 業務内容

別紙１「池田・府市合同庁舎屋外広告看板設置事業者仕様書」のとおり

(3) 設置場所

池田・府市合同庁舎 正面玄関南側広場

別紙「設置場所図」参照

(4) 施設使用形態

設置事業者は、池田・府市合同庁舎屋外広告看板（以下「広告看板」という。）の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

(5) 業務期間

令和８年２月１日から令和８年３月３１日まで

ただし公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として１年ごとの申請により３年間の限度に引き続き使用許可することができます。

(6) 使用料等

①市が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。最高価格が複数ある場合は、当該申込者立会のもと、くじ抽選により選定します。年額使用料は、設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とし、１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

また、年度途中の開始の場合は日割り計算します。

②使用料は、本市・府の発行する納入通知書により、市及び府が指定する期限（業務開始日前）まで一括して納付していただきます。

③その他必要経費等について、屋外広告用の看板設置及び撤去に要した工事費、エンビシートのデザイン製作費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(7) 池田市屋外広告物手数料

池田市屋外広告物手数料条例に定める手数料を池田市まちづくり環境部広域まちづくり課（池田市まちづくり環境部都市政策課内）へ納付しなければならない。

3 掲載できない広告

池田市ホームページ広告掲載取扱要綱の第2条第2項に該当するもの。

大阪府広告事業掲載基準2及び3に該当するもの。

市・府が承認しなかったもの。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人及び個人に限り応募することができます。

- (1) 国税・府税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (3) 過去3年以内の広告事業について、自治体等公共施設で1年以上の実績を有していること。
- (4) 参加申込書の提出日において、大阪府入札参加停止要綱及び池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 申込み方法等

(1) 申込受付期間

公表の日～令和7年11月21日（金）必着

(2) 申込受付方法

郵送のみとします。

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 総務部総務課 宛
(持参、電話、ファクシミリ、インターネットによる受付は行いません。)

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（別紙、様式第1）
- ② 誓約書（別紙、様式第2）
- ③ 広告事業実績調書（様式任意）
- ④ 事業概要

法人については、会社概要、直近の貸借対照表、損益計算書、法人登記簿謄本（原本）

- ⑤ 印鑑証明書（原本）

法人については代表者印鑑証明書

- ⑥ 現在事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内のものに限ります）…法人のみ
 - ⑦ 国税及び府税・市税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書）及び市税（法人・個人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の納税証明書の写し
 - ⑧ 委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出して下さい）
 - ⑨ 設置計画工程
- ※①～⑨各1部

6 選定スケジュール

公募開始	令和7年10月31日（金）
質疑書の受付締切	令和7年11月10日（月）
質疑書に対する回答	令和7年11月14日（金）
申込書等の提出締切	令和7年11月21日（金）
選定	令和7年11月下旬
選定結果発表	令和7年12月1日（月）（予定）
使用許可申請等提出締切	令和7年12月12日（金）
事業開始	令和8年2月1日（日）

7 質問書の提出

- (1) 質問書受付期間

公表の日～令和7年11月10日（月）17時まで

- (2) 質問書の提出方法

書面（別紙、様式第3）によりファクス又は電子メールにより問合せ先まで提出してください（送信後に確認連絡の電話をしてください）。

- (3) 回答方法等

令和7年11月14日（金）付けで池田市ホームページに回答を掲載します。

8 選定方法

選定は、応募申込書に記載された応募価格が、市で決めた最低価格以上の者のうち、入札額の最も高い者を設置事業者に決定いたします。

なお、最高価格が複数ある場合は、当該申込者立会いのもと、くじ抽選により決定します。

9 選定結果

選定結果については、令和7年12月1日（月）までに池田市ホームページにて発表します。

10 決定後の提出書類

○池田市に提出

・行政財産使用許可申請書・許可場所図面

○大阪府に提出

・行政財産使用許可申請書、許可場所図面、大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書、印鑑証明書、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）、住民票（個人のみ）、委任状（必要な場合）

併せて「4 応募資格」（1）を証する税の証明書（納税証明書等：いずれも発行から3か月以内のものに限る）を提出してください。

11 事業者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、事業者として決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった者
- (2) 事業者が応募者の資格を失った場合

12 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書を熟読してください。
- (2) 申込みに必要な書類の返却はいたしません。
- (3) 使用許可申請書を受け取られたのち、府と市が発行する納入通知書で当該年度分の使用料を納期限までに納付してください。（更新する場合も同様です。）
- (4) 広告の設置・変更等については、市との協議を経て実施していただくことになります。

●問合せ・提出先

住 所：〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 中2階 総務部総務課
電 話：072-754-6220（直通）
FAX：072-752-7616
メール：somu@city.ikeda.osaka.jp